

## 水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱

20水漁第2745号  
平成21年4月1日  
農林水産事務次官依命通知  
改正 21水管第476号  
平成21年5月29日  
21水漁第3011号  
平成22年3月30日  
22水漁第2426号  
平成23年3月31日

- 第1 農林水産大臣は、水産業体質強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき行う水産業体質強化総合対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、水産庁長官が別途定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「事業主体」という。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- 第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。
- 第3 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定による申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、申請書は、農林水産大臣に正副2部を提出するものとする。
- 第4 規則第2条の規定による申請書の提出期限は、毎年度、農林水産大臣が別に定める日までとする。
- 第5 事業主体は、規則第3条第1号の規定に基づき農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号の計画変更承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 第6 規則第3条第1号イ及びロの規定により農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。
- 第7 事業主体は、規則第3条第2号の規定により農林水産大臣の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了することができない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由

及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第8 適正化法第12条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の12月末日現在において別記様式第3号により補助事業遂行状況報告書を作成し、その翌月の末日までに正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。ただし、水産庁長官が別に定める概算払請求書をもって、これに代えることができるものとする。

第9 規則第6条第1項の実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。

第10 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第11 事業主体は、実施要綱第10の2の規定により、水産業体質強化総合対策事業造成基金の残額を国に返還する場合には、別記様式第5号の国庫納付金承認申請書により農林水産大臣の承認を受けて、国庫に返還しなければならない。

第12 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物の保管期間は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年とする。

第13 事業主体（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人に限る。）は、この要綱に基づき補助金の交付を受けた場合には、別記様式第6号により補助金等支出明細書を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣に報告するものとする。

第14 交付決定額の下限は、3,500万円とする。

ただし、交付先の選定を公募により行うときはこの限りではない。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、この要綱による改正前の規定において行うこととされている報告等については、なお、従前の例による。

## 附 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。ただし、この要綱による改正前の規定において行うこととされている報告等については、なお従前の例による。